

# 平成19年度第7回庁議 会議録

[日 時] 平成19年10月1日(月) 午前8時45分～午前10時11分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長  
企画部長欠席により、企画部総括次長出席。

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

- (1)平成20年度予算編成方針(案)について (企画部)
- (2)「創造の10年へ!5%の行政経営改革」の中間報告について (関係部局)
- (3)新市建設計画の変更について (企画部)

3 連絡事項

- (1)消化ガスの有効利用について (環境部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

本日から下半期に入り、残り半年となりましたが、19年度の対応をきちんとお願いしたいと思います。

また、本日の議題にもあるように来年度の予算編成の時期になりました。後ほど、企画部から10か年財政計画についての説明がありますが、平成20年度当初予算において、財政調整基金による調整を行わない場合、16億円の財源不足が見込まれております。このままでは、この不足額の全てを財政調整基金からの繰入金に頼ることになってしまいますが、そうしますと回復してきた財政調整基金もすぐに無くなります。もちろん市税収入の回復もありますが、引き続き、歳出改革を行い、歳入準拠に基づいた予算編成をしていきたいと考えております。このことを再認識していただき、限りある財源を効果的に投与できるよう、遺漏のない予算対応をお願いしたいと思います。

2 議 事

市長 それでは、議事に入る。

(1)平成20年度予算編成方針(案)について

市長 平成20年度予算編成方針案についてであるが、現時点では最終的に固まってはいない。したがって、本日は、市税などの財源の状況などの現状と今考えている方針について説明するが、予算編成方針全てをお示しするところまでは至っていないので、ご了解をいただきたい。

では、企画部から説明をお願いする。

<企画部総括次長>

[別添資料「平成20年度予算編成方針(案)関係資料」に沿って説明]

企画部長が都市基盤整備促進特別委員会の研修に同行して不在であるため、替わってご説明させていただきます。

本文を画面に出すので、お手元に配布している平成20年度予算編成方針(案)骨子と見比べながらご覧いただきたい。

まず、国家財政の状況について。経済状況については、世界経済の着実な回復が続く下、企業部門の好調さが持続するとともに、家計の改善が続き、民間需要中心の経済成長が持続するものと見込まれている。その一方で、アメリカ経済や原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある。財政面ではこれまで積み上がってきた巨額の債務残高が、平成19年度末で547兆円見込まれており、これを放置すれば経済成長自体を阻害するおそれもあり、2010年代半ばには債務残高の対GDP比を安定的に引き下げることを目指すこととしている。そのため、2011年度に基礎的財政収支を黒字化させるために必要な額を16.5兆円とし、歳出全般にわたる徹底した見直しと所管を越えた予算配分の重点化・効率化を求めている。

このような中で、国の平成20年度一般会計概算要求総額は、公共事業費等で2割増の要望を可能としたことなどから平成19年度当初予算比で7.3%増の88兆9,208億円となっているが、今後、年末に向けて歳出抑制が図られる見通しとされている。

次に、地方財政の状況について。地方財政では、一部地域で景気の回復による税収増が見られるものの、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施や交付税振り替え分として発行できることとなった赤字地方債の増加などにより、借入金残高が累積しており、平成19年度末の地方債残高が199兆円、対GDP比38.1%と見込まれ、恒常的に極めて厳しい状況にある。平成17年度決算では、実質収支が赤字の団体は、平成16年度決算から2団体増えて、都道府県2団体、市町村26団体という結果となっている。

このような状況の下で、地方公共団体が国民の要請に応じてその機能を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革と歳出全般にわたる厳しい見直しによって、歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務となっている。

また、構造改革の一環として推進された「三位一体の改革」によって、国庫補助金依存からの脱却の第一歩が踏み出された。その結果、財政運営の自由度が増した一方で、行政サービスに対する市民の関心がより高くなっており、これまではあまり問われることがなかったサービスの品質管理等が厳しく問われるようになっている。地方公共団体には自己責任・自

己決定の時代に対応した財政運営が求められており、これまで以上に地域住民に目を向け、行政サービスの取捨選択の方法を地域住民に問いかけながら、歳出の徹底した見直しと事業の重点化を進めていく努力が必要となっている。

次に本市財政の現状について。本市財政における基幹財源である市税収入は、大幅な増収が見込まれているが、その一方で、国庫補助負担金及び地方交付税の減少等のため、平成20年度当初予算に必要な一般財源総額290億円に対して、財政調整基金による調整をしない場合、16億円の財源不足が見込まれている。これは、これまでの財源不足と異なり、市税収入が増加している中においても収支が調わないという状況であり、このまま何ら手を打つことなく、不足額の全てを財政調整基金繰入金に頼ることを続けることはできない状況であり、これまでの歳入歳出改革への取り組みと市税収入の回復によって回復した財政調整基金が枯渇する前に、大胆な歳出改革の実施によって、持続可能な財政体質に改善していく必要がある。

これまで歳入準拠の予算編成方式への転換を図っているところであるが、予算事務の効率化と財源の戦略的配分を更に推進するため、経常経費についても包括予算編成方式、いわゆる部局枠配分予算方式を導入することとする。これは、各部局に一般財源を配分し、その配分内で、各部局で自由に予算編成することを目指すものである。配分方法は、平成19年度当初予算額をベースとする。平成19年度当初予算の経常経費について、その性質に応じて、容易に削減不可能な固定的な経費と、比較的削減が可能な裁量的な経費とに分類し、その性質に応じたシーリング率により、一般財源額を各部局に枠配分するものである。算定にあたり、扶助費、人件費及び賃金・報酬で定員管理ヒアリング対象のものについては枠配分対象外とする。

配分額及び予算編成要領については、先ほど市長から話があったが、後日通知する。

次に3月に10か年実施計画の内示を行った時と比べて、現在、財政状況がどうなっているかということをご説明する。お手元に配布しているが、10か年財政計画の増減の方の表を見ていただきたい。変更点をマーカーで塗っている。歳出面は、19年度9月補正を反映し、また、経常経費については公債費・繰出金を精査し、施策経費については内示後に企画財政会議等で認められた変更要素を反映させております。大きく変わったのは市税収入で、10か年で45億3千万円増加させている。これは税当局からの収入見込みを反映させたものである。内容としては、個人市民税の所得割、法人市民税の法人税割が多くなっており、景気回復基調を受けた企業活動が改善していることを反映させている。地方特例交付金、普通交付税及び臨時財政対策債については平成19年度算定結果を反映させた上で、地方財政計画の8月仮試算をもとに算出している。また、普通交付税は市税収入の増加等により37億円の減少といたしている。

こうした財政見通しであり、今すぐ直ちに赤字団体に落ちるというものではないが、10か年で依然として21億円という財源不足が見込まれている。先ほども言ったが、税収増の中でも収支が調わないという状況であり、支出構造を変えていかなければ、いずれ経営が成

り立たなくなる状況である。このような中、引き続き「歳入準拠」に基づいた予算編成、「創造の10年へ！5%の行政経営改革」の推進、「新居浜市行政改革大綱」「集中改革プラン」に基づく行政管理経費の削減などの取り組みを引き続き強力に進める必要がある。

こうしたことを前提に予算編成要領をお示ししている。いくつかの変更点等をご説明する。

(3)の計画的な予算編成について。従来通り、年度途中での補正は原則として行わないこととしている。年度内に必要とされる全ての事業費について要求することとしていただきたい。

(4)の財源の確保について。9月7日付けで「新居浜市広告事業実施要綱」を制定し、広告事業に取り組みることとなっている。取組方針を示した広告事業実施要領について後日通知するので、積極的な活用をお願いしたい。

(5)の議決機関等の指摘事項については、従来お願いしていたが、特に決算特別委員会での過去からの対応をしっかりとお願いしたい。

以下、10か年実施計画編成要領や経常経費の算定基準等については、後日通知するのでお目通し願いたい。

市長 10か年財政計画の見直しで、歳出については慈光園など4施設の建替えも入っているであろう。

企画部総括次長 はい。慈光園、金子公民館、北中学校体育館、消防の高津分団詰所の建替え費用を見込んでいる。当然ながら、就学前外来医療の助成費も入っている。

市長 何か、質問等あるか。よろしいか。

経常経費について、包括予算編成方式、部局枠配分予算方式を導入するということであるが、今までとはどう違うのか。

企画部総括次長 今までは、予算査定という形で数字を積み上げていくという方法であったが、部局にある一定を枠としてお渡しして、その中で調整をしていただくという考え方である。まだ、最終的な詳細については詰めていないので、後日ご説明させていただきたい。

市長 扶助費や人件費とか確定しているようなものを除いて、経常費の中で裁量があるものを枠として配分しようということか。

企画部総括次長 そうです。

市長 経常経費における割合は、どれぐらいなのか。

企画部総括次長 約1/3が動かしにくい確定的な額である。平成18年度決算の一般財源ベースで言うと、224億円の内、動かしにくいと思われるものは80億円である。

市長 では、残りの約140億円が枠配分の対象となるということか。

企画部総括次長 そうです。

副市長 包括予算編成方式というのは、来年度初めて取り組むのか。

企画部総括次長 はい。今まで、経常経費については、この方式で行ったことはない。

市長 詳細については、これから詰めさせていただく。施策費については必要なも

のを盛り組んだり、また、これまで相当に見直しを行ってきているが、まだしたいけれども入っていないという状況であると考えている。経常経費についてもかなり努力していただいていたが、計算上、仮に経常経費を1%の削減できたら、年間で約2億円、10か年で20億円となり、基金調整を行った場合の財源不足21億円をほぼ解消できるということになる。しかしながら、経常経費を削減することは難しいところがあるとは思っている。

法人税、市民税などの今年度補正の分は、反映されていないのであろう。

企画部総括次長 7月末時点の調定見込に基づいて、市税の伸びが見込まれる分については基金積立金として算定している。

市長 今年度末時点の市税の分は確定していないので、この辺を見ながら、早急に詳細を詰めていきたいと考えている。本年度の市税収入は約200億円と過去最高になると思うが、交付税が過去最低になってきている。そこが全く違うので、ずっと説明もしてきたが、市税と交付税等の一般財源総額では、結局マイナスということになる。このことは、よく理解をしていただきたい。

次の議題に移る。

## (2) 創造の10年へ！5%の行政経営改革について

市長 5月の第2回庁議で本年度の計画を説明していただいたが、中間報告ということで、各部局の取り組みの現状について、簡潔に報告をお願いしたい。企画部から順番にお願いします。

<企画部長から順番に、別添資料「創造の10年へ！5%の行政経営改革実績集計表(中間報告)」に沿って説明> (報告省略)

市長 年度途中の中間報告であるが、10か年財政計画に登載されている歳入歳出をよく理解して、これからも計画どおりしっかりと進めていただきたい。

次の議題に入る。

## (3) 新市建設計画の変更について

市長 新市建設計画の変更について、企画部から説明をお願いします。

<企画部総括次長>

[別添資料「新市建設計画改訂(案)関係資料」に沿って説明]

新市建設計画の変更については、7月2日開催の第4回庁議において、本年4月現在の10か年実施計画に登載の事業費に基づき作成した新市建設計画改訂案について、協議、決定していただいたところである。

この19年7月作成の新市建設計画改訂案でもって、7月6日に開催された別子山地域審議会において、「新市建設計画の変更について」の諮問を行い、その後、地域審議会での審議を経て、8月24日に地域審議会から答申をいただいている。

答申については、「おおむね妥当であると認める。」との答申をいただいているが、次の3点の意見が付されている。1点目が、「今後とも、新市建設計画における各施策の確実な実現に向け、別子山関連事業の推進等、市政運営に努めていただきたい。」2点目が、「とり

わけ、筏津山荘の改築については別子山地域住民の総意であるので、地域の活性化のためにも早急に事業を展開していただきたい。」3点目が、「また、懸案の地上デジタル放送の対応やブロードバンドアクセスネットワークの対応についても、地域住民の生活基盤となる事業であることから、市街地と格差のない環境づくりという視点に立って早急を実現していただきたい。」以上、3点の意見については、今後、事業を進めるうえで十分に考慮する必要があるものと考えている。

また、新市建設計画の変更に必要な手続きとして県知事との協議があるので、19年7月作成の新市建設計画改訂案により、現在、事前協議を進めているが、この度、事業費及び財政計画がおおむね確定したことから、新市建設計画改訂案の最終案ということで、本日、ご協議をいただきたい。

それでは、「新市建設計画の変更に係る新旧対照表」に基づき、ご説明をする。

新旧対照表の表記については、右側の列が平成14年に作成した現行計画の内容である。左側が今回改訂しようとする平成19年改訂案となる。現行計画からの変更箇所については、黄色マーカーを付しているが、変更箇所の内、7月の改訂案以降の変更については、薄緑色のマーカーを付している。7月の庁議において、計画変更の方針や現行計画からの変更点についてご説明しているので、本日は7月の改訂案以降の変更内容、薄緑色マーカーを付している箇所について説明をする。

「新市建設計画の変更に係る新旧対照表」の4、5ページをお開き願いたい。項目名が「2都市基盤の整備」に関する「具体的施策」についてである。まず、交通体系の整備に係る事業のうち、市道角野船木線、市道中須賀上原線及び市道上部東西線について、幹線道路整備計画の見直しに伴い事業費を変更している。次の市街地の整備に係る事業については、7月改訂案では新居浜駅前土地区画整理事業の中に芸術文化施設建設事業や駅周辺関連事業も含めて計上していたが、まちづくり交付金事業がおおむね確定したことや土地区画整理事業を明確にすることから、土地区画整理事業本体以外については芸術文化施設等駅周辺整備事業として分離し、事業費も変更している。

次に、新旧対照表の9ページをお開き願いたい。9ページ、10ページが前期、平成15年度から19年度の財政計画で、11ページ、12ページが後期、20年度から25年度の財政計画である。これらの財政計画については、平成18年度決算が確定したこと及び20年度当初予算編成に向けて財政計画を変更したことから、平成18年度以降の歳入、歳出について所要の変更を行っている。財政計画の詳細については、先ほどの平成20年度予算編成方針案のなかでも説明をしたので省略する。

次に、13ページである。これは、新市建設計画に登載している具体的施策に係る事業費の総括表である。先ほど説明した主要幹線道路の整備計画の見直しに伴い、項目2の都市基盤の整備の内、交通体系の整備の事業費を変更している。また、まちづくり交付金事業による駅前土地区画整理事業等の事業費の変更に伴い、都市基盤の整備の内、市街地の整備の事業費を変更している。

次に、14ページをお開き願いたい。項目6の産業の振興の内、観光事業の推進に係る

事業費を変更している。これは、筏津山荘改築事業について、財政計画は19年度未計上としているが、事業着手の時期が現時点において未確定であることから、その実施年度を最短の20年度以降としたこと及び河又東平線改良事業の施工年度を19年度に前倒したことによる変更である。

これらの変更要素により、14ページ右最下段に記載しているように、新市建設計画の計画期間である平成15年度から25年度までの11か年における具体的施策の総事業費については、217億8,061万9千円に変更となっている。

以上が、新市建設計画の7月改訂案以降における変更点の概要である。なお、この新市建設計画の変更を受けて、関連する過疎地域自立促進計画についても変更することとしている。

今後の予定については、県知事との正式協議を経て、12月定例会市議会に新市建設計画の変更及び過疎地域自立促進計画の変更についての両議案を上程する予定としている。また、11月には、これらについての会派説明も予定しているので、関係部局におかれては、遺漏のないよう対応をお願いしたい。

市長 別子山村との合併による新市建設計画の改訂案であるが、地域審議会で何度も説明をし、別子山校区のまちづくり校区集会ではこの内容で説明をしており、「おおむね妥当である。」との地域審議会の答申をいただいている。

何か質問等はないか。ないようなら、この改訂案でこれからの作業を進めていくこととする。関連する事業が各部局にあるので、よく理解をしていただきたい。

申し訳ないが、私は用事が入っているので、これからの進行は副市長をお願いしたい。

副市長 では、議題は終了ということで、連絡事項に移る。

### 3 連絡事項

#### (1) 消化ガスの有効利用について

副市長 消化ガスの有効利用について、環境部から願います。

<環境部長>

[別添資料「消化ガスの有効利用について」に沿って説明]

消化ガスの有効利用による省エネ事業について、簡単に報告する。

新聞紙上等でご存知の方もいるかと思うが、下水処理場の余剰消化ガス有効利用による省エネルギー事業である。この事業は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の補助を受けて、住友共同電力(株)、新居浜市、住共エンジニアリング(株)の3者の連携事業で行うもので、下水処理場において発生する消化ガスを、住友共同電力(株)新居浜東火力発電所の燃料として使用することにより、エネルギーの有効利用及び二酸化炭素の排出量の削減を図ることを目的としている。事業内容としては、下水処理場において発生する消化ガスのうち余剰分を東火力発電所に送り、5号ボイラの燃料として使用することとなる。

本事業は、住友共同電力(株)からの資金と補助金とによって実施され、総事業費は34,650千円で、住友共同電力(株)が20,450千円となっている。主な導入設備としては、ガ

ス配管、導管延長1,900mで、以下資料のとおりとなっている。なお、下水処理場内の設備については、工事完了後は市に譲渡されることになっている。工事期間は本年10月着工、年度内完了で、来年の1月から2月にかけて実証試験をする予定となっている。

この事業により消化ガスの有効利用率は、平成18年度実績で言うと、現在、場内では31%の利用率であるが、余剰ガスを利用してもらうことによって94%に上昇する。二酸化炭素の削減量は年間約830トンと考えており、わかり易く言うと、一般家庭が1年間に排出する二酸化炭素の約150世帯分に相当するものである。

副市長 何か質問等あるか。

収入役 新居浜市にとってのメリットは、どのようなものがあるのか。余剰消化ガスを売ることになると思うが、年間どのくらい見積もっているのか。また、下水処理場内の設備は、新居浜市がメンテナンスしていかなければならないと思うが、年間どれくらいかかると見ているのか。積算しているのであれば、お聞きしたい。

環境部長 下水処理場内の維持管理にかかる費用を含め、この事業が新居浜市にとってプラスになる、収入増になるという考え方で、今、1?当たりの単価を協議中である。年間を通して、そんなに大きな収入増にはならないと思う。しかしながら、今後、消化ガスの量が増えていくと考えられ、また、余剰ガスとして処理場内で約70%を燃やしていたので、その焼却コストが少なくなると考えている。また、省エネルギー効果があるということである。

副市長 この件について、他に何か質問等あるか。

ないようなら、他に連絡事項はないか。経済部長。

< 経済部長 >

事前連絡していなかったが、報告したいことがある。

まず、1件目は(有)悠楽技のことであるが、社長が9月28日にお亡くなりになった。今は社長不在となっている。先月の9月10日からずっと入院されていたので、取締役の一人で筏津山荘を管理している方が、正式ではないが、社長代行のようなことをしてきた。しばらくはこのような状況が続くと思うが、喫緊に、(有)悠楽技から社長の件で相談があるかどうかと思う。(有)悠楽技については、筏津山荘の改築とも絡んでいるが、8月の初めからの総合的経営改善を厳しく指示している。社長が他界されたが、中断することなく、早急に経営改善策を作るようにと指示しており、滞ることなく執行したいと考えている。

2件目は、何度か皆さんにお願いしていることである。祭りが近づいてきたが、川西・川東・川東西部地区の26台の太鼓台の統一寄せが、17日に国領川河川敷きで開催される。この警備についてであるが、新居浜警察署や太鼓台運行関係者との調整がなかなか整わなくて遅くなったが、皆さんのところへ担当者をお願いに行っているかと思うので、よろしくご協力をお願いしたい。今年は、警察署もこれまでにない警備強化を考えており、屈強な若い隊員からなる四国管区機動隊を配置する方針と聞いている。また、山根グラウンドを始め、部隊を張り付ける所を全てもう一回見直したと聞いている。それと、今年の17日の国領川



河川敷きでは、今までは警備は4～5人であったのだが、20人の自主警備隊を組織して、いささかの事故も無いように備えることとしている。また、警備と応援に県職員6名を派遣してくれることになっている。職員の皆さんのご協力をお願いしたい。

副市長 太鼓統一寄せについては市制施行70周年記念事業であるので、経済部だけでなく各部局を挙げてのご協力をお願いする。

では、次に都市再生整備計画について、説明をお願いする。

<事務局>

[別添資料「まちづくり交付金関係資料」に沿って説明]

事務局からご説明させていただく。お手元に、新居浜市都市再生整備計画とまちづくり交付金事業に関するアンケートを配布しているが、事業の概要を説明するので、アンケート用紙を見ていただきたい。

まず、「まちづくり交付金事業」の申請についてであるが、本市の玄関口である新居浜駅周辺地区では、駅前広場や道路など都市基盤整備における問題点を解消し、新都市拠点にふさわしい地区とするため、平成10年度から駅前土地区画整理事業に着手し、国の「まちづくり総合支援事業」を活用して、平成22年度の完成を目標として同事業を進めてきた。この「まちづくり総合支援事業」は廃止になっているが、本年度までは経過措置として補助があった。「まちづくり総合支援事業」は事業費の概ね5割が交付されていたが、平成20年度からは、「まちづくり総合支援事業」は使えないということである。よって、新居浜市としては、平成16年からできている「まちづくり交付金」という事業制度に平成20年度から移行しないと財源がなくなるということである。今回の計画は、平成20年度から平成23年度の4年間、この制度を活用して、区画整理事業における残りの期間の財源を確保するとともに、市民要望の強い金子公民館を地域交流センターして改築、また国領川河川敷公園の整備事業などを推進したいと考えている

この度、この「まちづくり交付金」を申請するうえで必要な都市再生整備計画案をまとめたということで、市民の皆様の意向を確認するためアンケートをお願いしようとしている。

事業の対象地区、事業箇所は4頁目にある。従来の区画整理事業、国領川河川敷公園整備事業、地域交流センター建設事業、そして音松川改修事業、道路拡幅事業である。整備しようとする箇所は区画整理事業の区域内ではないが、この東西部分は区画整理事業の区域内で6mの道路幅がある。整備しようとする箇所は、水路と道路が半々ということで道路幅は平均3mぐらいしかないので、水路部分を暗渠にして幅6mの道路にして東西とつなぐというものである。次に、公園整備についてである。印を付けている箇所は正光寺古墳がある所で、ここを公園として整備するほか、区域内の公園・緑地を整備するものである。この公園整備は区画整理事業で行うこととしている。それと駐車場整備として、駅前の北側付近に駐車場を整備する。また、駐輪場は駐車場を整備しようとする部分の反対側、駅前の西側あたりに整備しようと考えている。なお、今回の駐輪場は正式なものではなく、広場的な駐輪場である。次に中央環状線改良事業である。これは自転車歩行者道で、西の土居町の方から河原学園の所まで整備されているが、そこから橋を架けて駅前までつなぐというものである。事業の概

略を説明したが、従来の土地区画整理事業に加えて、これらの事業を「まちづくり交付金」をもらって実施しようというのが今回の内容である。

次に、新居浜市都市再生整備計画関連事業費という資料を見ていただきたい。今説明した事業の事業費を載せているが、2点ほど重大な変更点がある。まず第一点目は、区画整理事業である。ずっと、総事業費299億円と説明してきた。平成17年3月に、261億円から299億円に変更したわけであるが、今回、工事費、補償費、委託料を中心に見直した結果、26億円減少し273億円としている。この中には、先ほど説明したが、正光寺古墳などの公園整備や駅前の駐車場を広場的に整備する事業費なども入っている。第二点目が、区画整理関連事業である。これは、街区調整用地や公共施設用地の買い戻し、換地処分の登記委託料。そして、駅の南側の駐車場、農協の北側にロータリーのような駐車場があるが、改めて駐車場整備を行う。そして、駅前広場の駐車場整備、これは3層4階ぐらいの階層式のものの事業費としている。そして、駐輪場整備。これらを関連事業として行うこととしている。駅関連の総事業費、区画整理事業費と区画整理関連事業の総事業費が約278億と、いずれにしても299億円からは減少しているということである。それと、先ほど説明した音松川改修事業、中央環状線改良事業、国領川河川敷公園整備事業、金子公民館(地域交流センター)建設事業の事業費が掲載されている。その内、茶色で網掛けしている部分が「まちづくり交付金」の対象となる事業費である。全てが「まちづくり交付金」の対象とはならず、従来の交付金事業等もいただきながら、事業を進めていきたい。なお、「まちづくり交付金」では、対象事業費の概ね4割が交付される。

次に欄外の所を見ていただきたい。「まちづくり交付金」に関しては、最長でも5年後の達成目標を示すことが適切であるという考え方から、終了時に事後評価を行う必要がある。そのため、計画期間内に事業効果の発現が困難な芸術文化施設、南北自由通路、東西自由通路は今回の計画には入っていない。南北自由通路、これは跨線橋のことである。駅前のうどん屋付近にある線路を越えて南北に通じる歩道橋のようなものがあるが、これを架け替える事業である。新居浜駅については、JRから橋上駅にという話が出ている。橋上駅とは2階が駅舎になっているもので、この話が決定しないと、南北自由通路、そして、これから説明する東西自由通路については実施が困難である。東西自由道路とは、デッキのようなもので、橋上駅の前も歩けるし、また、その下も歩けるというもので、この3つの事業は、平成24から26年度の後期計画で行うこととしているが、協議が整い、計画変更が認められたならば、今回の計画内で前倒しによる実施も検討したいと考えている。

次に、「まちづくり交付金」制度の概要が記載されているが、これで計画がまとまったので、10月に協議して、11月に正式な申請をしたいと考えている。また、対象事業費の概ね40%が交付金措置されるということであり、今回の対象事業費は約16.6億円となっている。それと、申請に当たっては、義務的条件として「十分な事業効果」の確認を示す必要があるため、効果確認の手法として、先ほど見ていただいた市民評価アンケートを実施することとした。

なお、アンケートは本日から開始し、10月15日まで行う。市役所総合政策課、各支所、

図書館、各公民館にアンケート用紙を置いており、また、市役所のホームページからファイルをダウンロードできるようにしている。

副市長 区画整理事業の平成20から23年度の事業費約35億円の内、「まちづくり交付金」の対象となる事業費は8億円余りとのことであるが、少ないように思える。どの部分が対象となるのか。また、区画整理事業の総事業費が新しく273億円となるとのことであるが、その財源内訳はどうなっているのか。後で説明していただきたい。

事務局 明細は作っているので、後で説明に伺います。

副市長 他に連絡事項はないか。ないようなら、最後に、収入役さんから駅前土地区画整理事業の移転補償費問題の現状についての説明をお願いしたい。

<収入役>

マスコミの報道や、また市長が議会最終日の閉会挨拶で報告したので、既にご存知のことと思うが、駅前土地区画整理事業調査対策班から皆さんにご報告しておきたい。

一つには、9月20日に第1水野マンションの被害届出を提出したことである。この内容は、9室分の架空賃貸により、2,610万2,300円を搾取されたということでの被害届出で、2法人、1個人が9室を借りていた。

もう一つは、9月25日に、今回の事件の発端となった第3水野マンションに係る損害賠償請求を行ったことである。これは、15人の架空入居者の移転補償金と水野に支払った第3水野マンションの家賃減収や、使用収益停止等に係る補償金である。水野と共犯、主犯格である仙波に対して、15人の移転補償を含めた2,896万3,483円、それと、15人の借家人には1,265万4,613円という被害額を請求している。そして、共同不法行為なので、「それぞれの借家人が返還できない場合には、水野あるいは仙波が責任を持って返しなさいよ。水野が返さない場合には、仙波も共同して返しなさいよ。」といった損害賠償請求をしている。そして、これらについては、新居浜市が支払った前払い金、精算払い金の支払日から市に返ってきた日、具体的には新居浜市の代理人となっている弁護士に返された日までの、年5%の遅延損害金も合わせて請求している。

なお、第3水野マンションについては、公判が開始されているが、その中で、既に、検察の起訴事実に対する罪状認否において、罪を認めているということである。

副市長 今の説明について、何か質問等あるか。では、他に連絡事項はないか。ないようなら、これで第7回庁議を終わる。